

輪島市告示第 134 号

次の書類について、送達を受けるべき者の所在が明らかでないため、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 143 条において準用する地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 20 条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

この公示送達に係る書類は、輪島市市民生活部税務課で保管しており、送達を受けるべき者からの申出があればいつでも交付する。

なお、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、同条第 2 項の規定による措置を開始した日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

令和 8 年 8 月 4 日

輪島市長 坂 口

茂



氏名又は名称	公示送達する書類	納期限を変更する納期 (変更後の納期限)
坂下 雅博	令和 8 年度介護保険料納入通 知書	第 1 期 (令和 8 年 8 月 31 日)
小伊勢 一枝	令和 8 年度介護保険料納入通 知書	第 1 期 (令和 8 年 8 月 31 日)
濱田 博	令和 8 年度介護保険料納入通 知書(特別徴収決定通知書)	-